

検査項目	R5.10.18		規 制 値(*1)	
	No1(井戸)	No2(下流)		
水温(℃)	23	23		℃
PH	8.0	7.8		-
BOD	< 1	< 1		mg/L
COD	< 1	2		mg/L
S S	2	3		mg/L
総窒素				mg/L
大腸菌群数	< 30	110		個/cm ³
カドミウム	< 0.003	< 0.003	0.003 以下	mg/L
シアン	< 0.1	< 0.1	検出されないこと(*2)	mg/L
鉛	< 0.01	< 0.01	0.01 以下	mg/L
六価クロム	< 0.04	< 0.04	0.05 以下	mg/L
ヒ素	< 0.01	< 0.01	0.01 以下	mg/L
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下	mg/L
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと(*2)	mg/L
PCB	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと(*2)	mg/L
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	0.02 以下	mg/L
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	0.002 以下	mg/L
1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	0.004 以下	mg/L
1,1ジクロロエチレン	< 0.1	< 0.1	0.1 以下	mg/L
1,2ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	0.04 以下	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.3	< 0.3	1 以下	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	0.006 以下	mg/L
トリクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	0.01 以下	mg/L
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	0.01 以下	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	0.002 以下	mg/L
チウラム	< 0.006	< 0.006	0.006 以下	mg/L
シマジン	< 0.003	< 0.003	0.003 以下	mg/L
チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	0.02 以下	mg/L
ベンゼン	< 0.01	< 0.01	0.01 以下	mg/L
セレン	< 0.01	< 0.01	0.01 以下	mg/L
1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05	0.05 以下	mg/L
塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下	mg/L
ダイオキシン類	0.090	0.21	1 以下(*3)	pg-TEQ/L

表中の、「<」は、水質検査の定量限界を下回った結果を示している。

(*1) 規制値(ダイオキシン類を除く)は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下、「最終処分場基準省令」という。)

(*2)規制値(ダイオキシン類を除く)のうち「検出されないこと」とは「最終処分場基準省令」で以下のとおり定められている。

【最終処分場基準省令 別表第二】

備考 「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回することをいう。

- (1) 全シアン 1リットルにつき全シアン 0. 1ミリグラム
- (2) アルキル水銀化合物 1リットルにつきアルキル水銀 0. 0005ミリグラム
- (3) PCB 1リットルにつきPCB 0. 0005ミリグラム

(*3)ダイオキシン類の規制値は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に規制値は定められていないため、ダイオキシン類による大気汚染水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準 別表に基づく規制値を参考に記載